

## 国際関連情報 国際会議等

# 企業会計基準委員会と国際会計基準審議会との第16回共同会議の概要

ASBJ シニア・プロジェクト・マネジャー いさか くにこ 井坂 久仁子

## I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準委員会（IASB）は、2012年10月29日に、ロンドンで第16回目の共同会議を行った。ASBJからは、西川委員長、加藤副委員長、小賀坂主席研究員、他専門研究員4名が、IASB

からは Hoogervorst 議長、Mackintosh 副議長、鶯地理事、Cooper 理事、Upton デイレクターおよび各トピックの関係スタッフが多数参加した。

以下に、第16回共同会議の概要を紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

## II. 全体のスケジュール

日時	議題	主な内容
10月29日 午前	ASBJ/IASB アップデート	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本における国際財務報告基準（IFRS）に関する検討状況</li> <li>IASBにおけるプロジェクトの進捗状況</li> </ul>
	金融商品：分類と測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>負債性金融商品に係る FV-OCI 区分</li> <li>複合商品における組込デリバティブの分離</li> <li>分類変更日</li> </ul>
	金融商品：減損	<ul style="list-style-type: none"> <li>減損モデルの測定目的</li> <li>3バケット・アプローチの実行可能性上の懸念への対応</li> </ul>
10月29日 午後	リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸手・借手の会計モデルについての代替案</li> </ul>
	収益認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンス</li> <li>回収可能性</li> <li>変動対価における認識する収益累計額の制限</li> </ul>
	概念フレームワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>純利益、公正価値測定の範囲</li> </ul>

### Ⅲ. 議事概要

#### 1. ASBJ/IASB アップデート

冒頭、ASBJの西川委員長より、IFRSに関する日本国内の最近の状況として、2012年7月に企業会計審議会が公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」の概略が説明された。また、IASBの将来のアジェンダを見据え、ASBJとしていくつかのリサーチ・プロジェクトに取り組んでいることが紹介された。さらに、今年10月に東京に開設されたIFRS財団のアジア・オセアニアオフィスについて触れ、その活動に協力する意向であることが述べられると共に、今後もIASBとの間の継続的な協調関係を維持した上で、多国間協議の枠組みについても積極的に参加し、国際的な会計基準の発展に貢献していきたい旨が伝えられた。

引き続き、IASBのHoogervorst議長からは、最近のIASBの活動状況とともに、IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)(以下「両審議会」という。)とのMoUプロジェクトのうち残りの3項目(収益認識、リース、金融商品)及び保険契約の進捗状況の説明がなされ、また、多国間協議の枠組みの構築に向けて、会計基準アドバイザー・フォーラム(Accounting Standards Advisory Forum)の設立に関する説明があった。

また、このセッションでは、IASBが今後取り組んでいく概念フレームワーク・プロジェクトやその他のリサーチ・プロジェクトの進め方についても、意見交換が行われた。

#### 2. 金融商品：分類と測定

IASBは、IFRS第9号「金融商品」の限定的修正を検討することを2011年11月に決定した。その理由は「IFRS第9号の適用上の問題

への対応」、「保険契約プロジェクトとの相互作用の検討」並びに「FASBの分類及び測定モデルとの差異の検討」であった。

そして2012年1月、両審議会は、各々の金融商品の分類及び測定モデル間の差異の削減を図るための共同作業を行うことを決定した。IASBは、IFRS第9号の限定的修正の検討の一環としてこれを行い、共同の再審議は2012年7月に完了した。IASBは、限定的修正に関する公開草案を2012年第4四半期中に公表すべく、詰めの議論を行っているところである。

本会議では、主に両審議会による共同の再審議で取り上げられた論点に関して、ASBJスタッフの見解を紹介し、意見交換を行った。

#### (1) 負債性金融商品に係るFV-OCI区分

IASBは、2012年5月の会議にて、適格な負債性金融商品についてのFV-OCIの測定区分(以下「FV-OCI区分」という。)をIFRS第9号に導入することを暫定決定している。さらに同会議において、両審議会は、FV-OCI区分に適格となる事業モデルは「契約上のキャッシュ・フローの回収のための金融資産の保有と、金融資産の売却の双方を目的とする」ものであること、及びFV-PL区分を残余区分とすることを暫定決定している。

ASBJ側からは、次の理由により、FV-OCI区分の導入を支持する意見が述べられた。

- 負債性金融商品の運用目的は多様であり、FV-OCI区分により、流動性リスクへの備えやALM管理等を目的とする投資を適切に捕捉できると考えられる。
- IFRS第9号の「infrequent sales(稀な売却)」の解釈から生じ得る、現行の2区分(FV-PL区分と償却原価区分)の間の実務上の緊張を緩和できると考えられる。

一方、ASBJ側からは、FV-OCI区分の事業モデルを説明する表現として、「maximising

the total return (トータルリターン<sup>1</sup>の最大化)」は適切ではないとの指摘もなされた。単に最大リターンが得られる最も有利な機会を待って売却する場合、FV-PL区分ともFV-OCI区分とも主張することが可能であり、関係者に混乱を招きかねないというのが理由である。

上記のASBJ側の意見に対して、IASB側からは、主に次のような反応が示された。

- IFRS第9号の現行の2区分モデル(FV-PLと償却原価)の規定では、金融資産が積極的に管理されておらず、頻繁に売買されていない場合でも、償却原価区分ではなくFV-PL区分に含まれる場合があるという点については、意見が一致している。
- FV-OCI区分を定義し、FV-PL区分を残余区分とする両審議会の暫定決定について、どのように考えるか。

これに対しASBJ側からは、主に次のような認識が示された。

- 暫定決定されたFV-OCI区分の事業モデルの定義は広すぎるのではないかという懸念と、金融商品プロジェクトの目的であった複雑性の低減を達成する観点から、FV-OCI区分の対象を制限すべきと考えていた。そこで、望ましいポートフォリオを達成するために(例えばALM管理目的のために)、資産が受動的に売却される場合にFV-OCI区分を適格とする要件を追加する案を検討した。しかし、必ずしも資産と負債の関係という視点から資産が管理されているとは限らず、我々の利害関係者からは賛同を得られなかったため、その提案を見合わせた。
- 我々の利害関係者は、FV-OCI区分を実質的な残余区分とみなしていた。暫定決定されたFV-OCI区分の事業モデルの定義が曖昧で、

いずれが残余区分となるか明確でないため、結果として、企業や事業モデル次第でそれが決定される可能性がある。

さらにIASB側からは、ASBJが今回提案しなかった考え方は、FASBの暫定モデルの事業活動の評価に近く、IASBも検討したが、結果的に様々な目的を達成するための「保有及び売却」の事業モデルに至った経緯があるとの回答がなされた。

## (2) 複合商品における組込デリバティブの分離

両審議会は、2012年4月の会議において、金融資産側に分離の取扱いを設けないこと、及び、金融負債側は現行のIFRS第9号並びに米国会計基準の要件(closely related手法)に基づき分離することを暫定決定している。

ASBJ側からは、次のような理由により、金融資産も金融負債もともに分離すべきであり、その場合、分離の手法はPrincipal & Interest (P&I)手法<sup>1</sup>が検討に値するアプローチであるとの意見が述べられた。

- 分離することにより、金融商品の異なるリスク特性を忠実に表現することが可能となり、透明性及び比較可能性の向上が期待できると考えられる。
- P&I手法は、現行のclosely related手法よりも原則ベースの要件であり、金融資産の分類及び測定モデルと整合的であると考えられる。一方、P&I手法の使用に一定の懸念があることは承知しているが、対処は可能であると考えられる。

上記のASBJの意見に対して、IASB側からは、主に次のような反応が示された。

- 分離が金融商品会計基準の複雑性の源泉であるという批判を踏まえ、IFRS第9号の開発

1 商品の契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいて主契約と組込要素の分離を行うもの。例えば、商品全体が、元本及び利息の支払のみでないキャッシュ・フローを有する場合、元本及び利息の支払のみのキャッシュ・フローを有する主契約とそれ以外の組込要素に分離されることになる。

過程においては、当初、分離を禁止する提案を行った経緯があった。

- P&I手法が検討に値するアプローチであるという意見には同意するが、どのように規律を組み込むかが重要である。組込要素がデリバティブの定義を満たすことを要件として、結果が closely related 手法と近似するのであれば、要件を変える必要はない。一方、組込要素がデリバティブの定義を満たす必要がないとすれば、P&Iの様々な組合せが可能となり、過度の柔軟性を生じ、かえって複雑性を増す懸念がある。
- 企業による内部管理の有無を分離の要件とすれば、商品の組成者と購入者でモデルが異なることにより、モデルの複雑化にもつながる。

さらに ASBJ 側からは、主に商品の組成者は、商品を分けて管理しているが、それぞれの商品に対する企業の事業モデルを反映するために分離が必要であるとの意見が聞かれるとの認識が示された。

これに対して IASB 側からは、主契約と組込デリバティブを分けて管理しているかどうかは、商品レベルでの企業の意図であり、事業モデルの評価とは異なること、そして、それを認めると、企業の意図が再度、会計処理に入り込むことになるとの反応が示された。

### (3) 分類変更日

本論点は、IFRS 第9号の限定的修正の対象ではないが、FASB が再審議において、IFRS 第9号の規定とは異なる決定を行ったこと等を踏まえ、論点として取り上げたものである。

IFRS 第9号では、分類変更日（会計処理日）は、事業モデル変更後の最初の報告期間の初日とされている。一方 FASB は、2012年7月の会議において、分類変更日を、事業モデルの変更のあった報告期間の末日とすることを暫定決

定している。

ASBJ 側からは、金融資産が管理されている事業モデルを忠実に反映しない会計処理を継続することは、ミスリーディングな情報提供を招く懸念があり、事業モデルの変更日を分類変更日とすべきであるとの意見が述べられた。

それに対して IASB 側からは、主に次のような反応が示された。

- IFRS 第9号の限定的修正の範囲とも関係するが、分類変更日については関係者から問題提起されてこなかった。
- 事業モデルの変更は稀と考えられ、外部に対する実証も必要とされているので、現行の分類変更日の規定が実務上の問題を生じるとは考えていない。ただし、金融危機の際は重要な論点となり得る可能性がある。
- ASBJ の、事業モデル変更の理由の開示を求める提案及び事業モデル変更には適切なデュー・プロセスが必要であるとの提案は、建設的である。
- ASBJ の提案は、考え方としては IFRS 第9号よりもベターではあるが、IAS 第39号で分類変更を認めたことが利用者の批判を招いたことを踏まえ、IFRS 第9号に分類変更を導入するにあたって、厳しい規律が必要であったという経緯がある。

なお、ASBJ 側から、この論点に対する結論は IASB と FASB で異なっており、公開草案での関係者に対する質問に含めるかと、IASB に問いかけたところ、IASB 側からは、この論点は FASB との重要な差異とはいえ、また、公開草案では取り上げる論点以外もオープンになるので、コメントが寄せられる範囲も質問の有無によらないだろうとの回答があり、質問に含めることには否定的な考えが示された。

### 3. 金融商品：減損

両審議会は、コンバージェンスに向けた取組



みの一環として、新たな減損モデルの開発に共同で取り組んでいる。2011年7月以来、両審議会は、3バケット・アプローチに関して、(a)貸出のバケット間の移転、(b)バケット1に含まれる貸出に対する引当金の測定について検討を進めてきた。しかし、2012年7月、FASBスタッフが、3バケット・アプローチの適用に関して、理解可能性、実行可能性、監査可能性の面で、米国の関係者が大きな懸念を抱いている点を報告した。これを受けてFASBは、同年7月、(a)二重測定目的に立脚せずに、(b)貸出ポートフォリオのすべての信用リスクを反映する期待損失モデルを検討するようスタッフに指示し、同年8月には、代替的な当該モデルは、期待損失を「回収が期待されない契約キャッシュ・フロー」と定義した単一測定目的によるモデルであることを暫定決定した。当該モデルは現在予想信用損失モデル(Current Expected Credit Losses Model) (以下「CECLM」という。)と呼称される。

今回の会議では、こうしたIASBおよびFASBにおける審議状況を前提に、ASBJ側からの問題提起に対してIASB側が応じる形で意見交換が行われた。主な内容は、次のとおり。

#### (1) 減損モデルは単一測定目的あるいは二重測定目的のどちらであるべきか

FASBが公表したパブリック・フィードバック・サマリーによれば、米国の関係者が3バケット・アプローチに関連して表明した懸念は、「12か月分の期待損失」と「満期までにわたる期待損失(lifetime expected losses)」の2つの測定目的があることに関連している。

ASBJ側からは、両測定目的のメリット・デメリットを整理した上で、次のような指摘がされた。

- FASBは、今後、CECLMについてより詳細な説明を行うものと理解している。しかし現

時点では、企業の貸出行動や信用リスク管理の実態をより反映しているとの点において、二重測定目的に立脚した減損モデルの方が適切と考えている。

- すなわち、単一測定目的では、経営者が予想する信用損失のすべてがリザーブ(引当金残高)によってカバーされているとの点において財政状態計算書情報の意味づけが明確となるが、一方で、初日の損失の問題が大きい。貸出実行時における借手の信用リスクは実効金利に反映されているとすれば、当初の信用リスクは契約キャッシュ・フローの回収に影響を与えるという見方に焦点を当てた減損モデルは、貸出実行時に存在していた信用リスクの「二重計上」となってしまう、包括利益計算書情報の理解可能性という面で問題が大きい。

これに対して、IASB側からは、次のような反応が示された。

- IASBが2009年に公表した当初の公開草案では、単一測定目的を前提とした上で、「信用リスク調整実効金利」を用いることによって、減損の認識も当該実効金利の中で行われるモデルが想定されていた。しかし、このモデルは、実行可能性の面で大きな難がある点が問題であった。しかしながら、減損認識と金利のリンケージは維持しつつ、期待損失ベースで前倒しにより減損損失を認識するべきという課題は残っている。3バケット・アプローチにおける二重測定目的は、減損認識と信用リスク調整なしでの実効金利の認識を共存させ、かつ実行可能性にも配慮するというバランスを考慮した上で模索されたものである。
- 単一測定目的にはバケット間の移転が不要など長所もあるが、「信用の悪化」の認識が不十分になる、将来損失をすべて認識すると受取金利によって信用損失が補償(compen-

sate) されている点と不整合となる、などの問題がある。

## (2) 3バケット・アプローチの実行可能性上の懸念への対応

両審議会は、2011年12月の会議において、以下の条件を満たす場合には、貸出はバケット1の外に移転し、残存期間の予想損失が認識されることを暫定決定した。

(a) 当初認識時以降、信用状態に重要ではないとはいえない程度を超えた悪化 (more than insignificant deterioration in credit quality) があること

(b) 債務不履行の可能性について、全部又は一部の契約キャッシュ・フローが回収できないことが、最低限、合理的な程度あり得る (reasonably possible) こと

しかしながら、FASB スタッフは、上記のアプローチについて関係者から、バケット間の移転について幅広い解釈があり得ることやバケット1における減損認識などの点について、多くの関係者から懸念を受け取った。

こうした中、ASBJ スタッフから、実行可能性上の問題を緩和する方法として、次のような指摘がなされた。

- 貸出がある程度十分な信用力がある借手に対して実行される場合、条件(b)が満たされる場合には、自動的に条件(a)は満たされる。このため、条件(a)と(b)に対し同等の重みを置くのではなく、条件(a)は、条件(b)が満たされた場合における反証 (rebutting) のための指標とすることが考えられる。
- 比較可能性を重視する立場からは、(b)の要件について、例えば「倒産確率5%」という基準を定めることも一案としてあり得るが、こうしたアプローチは、企業における実際のリスク管理と整合的ではない。3バケット・アプローチが企業の信用リスク管理に立脚する

ことを前提にするものであることを踏まえると、合理的な程度あり得る (reasonably possible) の要件については、企業の信用リスク管理における特定の内部格付を基準とする方法や、「企業の通常の貸出活動においては、新規貸出を行わない信用水準」を基準とする方法が考えられる。

- リスク管理は企業によって大きく異なるため、こうしたアプローチでは比較可能性の問題は残るが、この合理的な程度あり得る (reasonably possible) 基準に関する開示によりある程度対応可能である。

これに対して、IASB 側からは、次のような反応が示された。

- 「倒産確率5%」といった基準には概念的な根拠がない。合理的な程度あり得る (reasonably possible) 要件には、定性的な定義が必要である。
- 二重測定目的では、減損損失のタイミングが非常に重要である。早すぎると単一測定目的に近づき、遅すぎると発生損失モデルに近づく。
- 「信用の悪化」という要件を完全に排除することは難しい。
- 企業の信用リスク管理に立脚するモデルである以上、比較可能性は完全には達成できない。ただし、明確な定義と適切な開示によって、適用は整合的になる。
- IASB としては、実行可能性のあるものにした一方、金利と減損の関係も表現したい。

これに続いて、同一の借手に対する複数の貸出に関して、貸出実行日が異なるために、各実行日における借手の信用力が異なるケースの扱いについて、議論が行われた。

## 4. リース

IASB は、FASB と共同で、2011年1月以

降、リースに関する公開草案に対する再審議を行っており、短期リースに該当する場合を除き、貸手については「債権・残存資産アプローチ」又は「オペレーティング・リースに類似のアプローチ」、借手については「2010年のリース公開草案で提案されたアプローチと類似のアプローチ」(I&A アプローチ) 又は「定額のリース費用となるアプローチ」(SLE アプローチ) を適用して会計処理することが暫定決定されている。

今回の会議では、貸手の会計処理及び借手の会計処理に関する ASBJ の見解と ASBJ が提案する代替的アプローチが紹介され、意見交換が行われた。

#### (1) 貸手の会計処理

##### ① 貸手の会計処理の使い分け

ASBJ 側から、リース取引の経済的実質は異なるものであり、収益認識パターンにおいてその経済的実質の違いを反映すべきであるという観点からは、貸手会計における2つのアプローチを支持する旨が伝えられた。しかしながら、2つのアプローチを区分するために提案されている方法について、リース取引の経済的実質、不動産リース、収益認識プロジェクトとの整合性の3つの観点から、ASBJ スタッフが懸念を有している点が述べられた。

##### ② ASBJ が提案する代替的アプローチ

ASBJ 側から、貸手の会計処理モデルに関する以下の代替的アプローチが紹介された。

- 貸手側では、借手に移転される原資産に関連するリスク及び経済価値の程度に基づいて、リースを2つの異なる種類に区別するべきである。この観点では、ASBJ が提案する代替的アプローチにおける貸手側でのリースの種類別の線引きは、現行 IAS 第 17 号におけるファイナンス・リースとオペレーティング・リースの間の線引きにやや近くなる。

- 残存資産の価値のボラティリティが低いリースについては、リース開始時点で収益を認識することは正当化される余地がある。

上記①及び②の ASBJ の見解に関して、IASB から以下のような意見が述べられた。

- 残存資産の価値の高低により、リース取引の実質が異なり、異なる会計処理がなされるべきであるという点を理解できない。仮に残存資産のボラティリティが高く、リース期間終了後に得られるキャッシュ・フローが不明としても、貸手は当初のリース期間での収益性を把握できており、リース開始時点で収益を計上する会計処理に問題があるとは考えていない。当初のリース期間終了時点で残存資産の価値が毀損したのであれば、減損損失を計上することで対応可能である。
- 現在審議されている収益認識プロジェクトにおいて、対価が不確実なときには収益の測定に制限をかけている。しかし、同じような制約がリース会計の提案では存在していない。債権・残存資産アプローチでは、リース開始時点での収益の計上に制約をかけることで ASBJ の懸念に対応できるであろう。
- ASBJ スタッフの代替案では、会計処理がオペレーティング・リース・モデルに近づくことに懸念があり、現行の貸手会計についての懸念に対応しない。  
これに対して ASBJ からは、以下のような意見が述べられた。
- 我々は、一度計上した収益が後から戻されるべきではないことを基本に考えており、原資産全体の耐用年数にわたるリスク及び経済価値に着目している。残存資産のボラティリティが低ければ、当初のリース期間とその後の期間においてキャッシュ・フローを切り分けられると見込まれるため、金融商品の構成要素アプローチと同じように扱ってもいいのではないかと考えている。一方、残存資産の

価値のボラティリティが高い場合、当初のリース期間が経過したときに、残存資産の価値がどうなっているかわからないし、収益性が悪くなっているかもしれない。そのようなリースについて、リース開始時点で収益を計上することに反対している。

## (2) 借手の会計処理

### ① 借手の会計処理の使い分け

ASBJ 側から、借手がリース契約の下で使用権資産を取得し、ファイナンスを受けるという事実に着目すると、借手が実効金利法で利息費用を認識し、リース費用が前加重 (front-loaded) となる会計処理が整合すると考えられる一方で、ある種類のリースについては、リース取引の経済的特性及び貸手会計の2つのアプローチとの整合性の2つの理由により、定額のリース費用認識パターンとなる会計処理についても受け入れることができると考えられる旨が伝えられた。

### ② ASBJ が提案する代替的アプローチ

ASBJ 側から、借手の会計処理モデルに関する以下の代替的アプローチが紹介された。

- 2つの異なる種類のリースの区別に関して貸手会計と借手会計は必ずしも対称的である必要はないかもしれない。
- 貸手会計は、収益認識の問題に関連するため、借手における2つの異なる種類のリースの区分との対称性に焦点を当てるよりも、収益認識の改訂公開草案で提案されている取扱いとできる限り整合的であるべきである。
- 仮に、借手会計と貸手会計の対称性を達成することに焦点を当てる場合には、貸手会計と収益認識プロジェクトの間の整合性を確保するよう貸手におけるリースの種類の違いを検討し、その区別を借手会計に適用することがより適切であると ASBJ スタッフは考えている。

上記①及び②の ASBJ の見解に関して、IASB から以下のような意見が述べられた。

- 我々が貸手会計と借手会計に整合性をもたせるといふ提案をした主な理由の1つとしては、モデルがすでに複雑化しているの、さらに複雑化することについては否定的に考えたという点にある。

- 収益認識プロジェクトは、リースにおける貸手会計がどのようにあるべきかの答えを出すことを単純にするものではない。基本的には貸手から借手へ何が移転しているかを考えるべきである。つまり、履行義務の性質が何であるかに注目するべきである。

これに対して ASBJ からは、以下のような意見が述べられた。

- 我々は、貸手会計と借手会計の間に対称性は必ずしも必要ないと考える。商品の売買において、販売する際の会計処理と購入する際の会計処理について対称性という議論は通常しない。リースについても、物を貸すことと借りることでは性質がかなり異なる。借手側の論点は主として財政状態計算書に負債を計上するかという問題であり、貸手側の論点は主として収益認識の問題であると考えている。
- 財務諸表の作成者からの、貸手会計と借手会計が対称的であるべきだといふ主張については、我々も留意している。しかし、貸手会計と借手会計を対称的にするというを最上位の概念として議論を始めるとすると、リース基準全体としては、適切な結果にならない可能性があると考えている。
- 現在提案されているモデルであれば、借手は常に使用権資産を計上する会計処理になるわけであり、貸手会計と借手会計を対称的にする必然性がどのくらいあるのかというのが我々の分析である。



## 5. 収益認識

IASBとFASBは、2012年5月から2011年11月に公表された再公開草案「顧客との契約から生じる収益」（以下「2011年改訂公開草案」という。）に対するコメント・レター等の分析に基づく再審議を実施している。今回の会議では、7月又は9月に両審議会により議論されたものの暫定合意に至らなかった3つのトピックについて、ASBJスタッフの见解を説明した上で、IASBとの意見交換を行った。

### (1) ライセンス

2011年改訂公開草案では、ライセンスを許諾するという履行義務は、顧客が使用権の支配を獲得する一時点で充足される履行義務であることが提案されていた。7月の両審議会では、ライセンスを許諾するという履行義務が、使用権の移転か、あるいはアクセス権の付与かのいずれかにより、一時点か、あるいは一定の期間にわたり充足される履行義務かの判断が分かれることが改めて議論され、暫定合意には至らなかった。

そこで、ASBJスタッフは、改めてライセンスを含む契約にその他の財又はサービスを顧客に移転する約束が明示的に含まれない場合における、ライセンスそのものの履行義務の性質に着目し、次のような3つの考え方があることを提示した。

- A案：ライセンスは常に黙示的なサービスの履行義務を伴う
- B案：ライセンスの性質により黙示的なサービスの履行義務を伴う場合もあれば、そのような履行義務を伴わない場合もある
- C案：ライセンスは黙示的なサービスの履行義務を伴わない

上記3つの考え方を特許権とブランドのライセンス許諾に分けて検討すると、例えば、A案では、特許権の場合もブランドの場合も、企

業は顧客の権利を保護するためのサービスをライセンス期間中提供しなければならず、顧客もまたそれを期待している（よって黙示的履行義務が存在する）と考える。

一方、C案では、そのような企業の行為は、企業自身が保有する知的財産の価値を維持するための行為であり顧客への財又はサービスの提供とはみなされない（よって履行義務は存在しない）と考える。C案は、2011年改訂公開草案による提案に近い考え方である。

B案は、その中間的考え方であり、ブランドの場合は、企業がブランドの価値を高め、あるいは経済的耐用年数を延長する効果のある行動をとることが顧客からも期待され、それによって企業自身も顧客も便益を得ると考えられる（よって黙示的履行義務が存在する）が、特許権のような法的に保護された権利に対する侵害行為から知的財産を防御する行為は、顧客への履行義務とはみなされないと考ええる。

このようなASBJスタッフの説明に対して、IASBスタッフからは、11月の両審議会での議論のために、内部でスモール・グループ会議を行いASBJスタッフのA案（ライセンスをアクセス権の付与と考える）、B案、C案（ライセンスを使用権と考える）と、その根拠は若干異なるものの同様の検討を行っていることが説明された。取引の経済的実質が何か、企業は顧客に何を移転するのか等、リースと同様の議論が収益プロジェクトのライセンスでも行われているが、原資産が有形か無形かという違いもあり誰もが納得する合意に至ることが困難であるという。いずれにしても、IASBスタッフとしては、ライセンス契約において企業が顧客に明示的・黙示的に約束した財又はサービスが何かを明らかにするためのガイダンスを提供することを検討したいとのことであつた。

## (2) 回収可能性

9月の両審議会の議論では、①回収可能性の閾値を収益認識の要件として導入するかどうか、②減損損失の隣接表示—重要な財務要素を含む契約・含まない契約、③顧客との契約から生じる収益とは何か（収益に隣接表示した減損損失は収益の一要素か）、等について検討したものの暫定合意には至らなかった。

今回の会議では、ASBJスタッフの見解として以下を説明した。

- 支配の移転（履行義務の充足）を収益認識の要件とするモデルにおいて、企業の履行に直接関係のない回収可能性の閾値を追加的な収益認識の要件とすることは整合的ではない。よって、ASBJスタッフは、収益認識の要件として回収可能性の閾値を導入することは支持しない。
- 回収可能性の閾値を収益認識の要件としない前提に立てば、回収可能性に高いリスクを伴い、それが取引価格に反映されているようなビジネスにおいては、トップラインの収益に重要な金額の回収不能額が含まれるため収益が過大に見えてしまうという懸念に対処するために、契約開始時点での減損損失見込額を収益に隣接表示することが適切な場合もある。そのような高いリスクを伴う場合は、重要な財務要素の有無にかかわらず、一貫して隣接表示が適用されるべきである。
- 2011年改訂公開草案は、「企業が権利を得ると見込まれる金額」を取引価格とすることを提案している。これは、2010年公開草案における「企業が受け取ると見込まれる金額」を取引価格とする提案への多くの反対コメントを受けての変更であり、ASBJスタッフはこの変更を支持する。よって、企業の販売活動の成果を表す収益は、回収不能額を含まないトップラインとすべきであり、減損損失は収益の一要素ではないと考える。

上記、ASBJスタッフの見解の説明に対して、IASBからは、以下のコメントを得た。

- 回収可能性の閾値については、導入を支持するボードメンバーもいれば、不要とする利用者もいる。しかし、我々の開発するモデルとは異なるモデルとなる懸念があることから、IASBスタッフは、回収可能性の閾値導入に反対する。この点は、ASBJスタッフと同じ考えである。ただし、閾値を導入することで隣接表示の議論が解決するという考えもある。
- 減損損失の隣接表示については、減損の事後変動を収益に隣接表示することへの反対が根強い。しかし、9月の両審議会では、減損の当初認識と事後変動を分けて表示することについての実務上の困難性から、一貫した表示とする（表示場所については言及していない）ことを暫定決定した。我々は、隣接表示というよりも潜在的な減損損失の表示についての透明性を確保しなければならないかもしれない。
- 重大な財務要素を含む契約については、割引率に顧客の信用リスクが反映されているため、当初認識される収益（割引後）に対する減損損失を隣接表示する必要はないだろう。実務上の便宜により一部の取引（一年以内）については、現在価値への割引が免除されるが、一年以内であっても取引額に重大性のある取引も想定されるためこの実務上の便宜は再検討しなければならないかもしれない。
- 収益がトップラインか、あるいは減損損失控除後の純額か、の議論については、IASBスタッフは引き続き、純額が収益であるという立場をとる。収益の質を重視する声があるため、例えば、注記において包括利益計算書上のどの項目がどのような収益かを説明することも考えられる。

### (3) 認識する収益累計額の制限（変動対価）

変動対価において認識する収益累計額の制限については、9月の両審議会において、3つの考え方のオプションが議論されたが暫定合意には至らなかった。これらの3つのオプションについて、ASBJスタッフは、2011年改訂公開草案からの改善という視点で検討すると、ある程度の定量的判断規準を提供することがより適切であり、その意味で、オプション3（信頼性の閾値を明示する）を支持するという説明を行った。

それに対してIASBスタッフからは、9月の両審議会後、2011年改訂公開草案での提案事項からの乖離を懸念する相当数の作成者からのフィードバックを受領したことが説明された。また、閾値の決定には恣意性が残る、閾値付近の前後で大きく異なる結果を招いてしまう、などの意見も受けた。これらの意見を鑑み、少なくとも9月の両審議会でスタッフが提示したオプション3は採用しない方向で11月の審議の準備が進められているとのことであった。

解決方法の1つとして、変動対価における収益認識累計額の制限の「目的」をより明確にすることをIASBスタッフは検討中であり、それにより、両審議会の意図を明確にし、作成者や監査人が実務上の運用面で混乱しないようにしたい。利用者や規制当局が、変動対価の見積りにより高い信頼性を要求している一方で、作成者や監査人は2011年改訂公開草案での提案に問題はないとしている。再度、関係者の見解を調整し実行可能なモデルとしたい、とのことであった。

## 6. 概念フレームワーク

IASBは、2012年9月の会議において、概念フレームワークについて、財務諸表の構成要素、測定、報告企業、表示及び開示に焦点を当てて、プロジェクトを再開していくことに合意

している。我が国では、2011年に行われたIASBによるアジェンダ・コンサルテーションに対するコメント形成過程において、特に、純利益、その他の包括利益（OCI）、リサイクリングに関する論点、公正価値測定の範囲等に関心が示されており、IASBの概念フレームワークプロジェクトの動向に高い関心が寄せられている。

今回の会議では、こうした状況を踏まえて、IASBによる概念フレームワークプロジェクトの概況、純利益、測定（公正価値測定の範囲）について、議論を行った。

### (1) IASBにおけるプロジェクトの概況

冒頭、IASBから、概念フレームワークプロジェクトについて、財務諸表の構成要素、測定、報告企業、及び、表示及び開示について同時並行で議論を進め、2013年6月末までにこれらが一体となったディスカッションペーパーを公表した上で、2015年中旬までにプロジェクトを完了させる予定との説明があった。また、プロジェクトの各テーマの主な論点についてIASB側から説明があった。

### (2) 純利益

冒頭、ASBJスタッフから、事前に用意したペーパーに基づき、主に次の点について説明がされた。

- 純利益は、投資家に関心の高い要約指標の1つであり、1株当たり利益など、重要な財務指標の基礎として用いられているため、その定義に幅広い関心が寄せられていること
- 純利益には、キャッシュ・トゥー・キャッシュ（Cash-to-cash）サイクルの完了をベースにする、包括的な測定値といった特質があること
- 純利益には様々な性質の情報が混在しており、将来キャッシュ・フローの見積りに果た

す役割が異なることから、純利益をその性格に応じて分解することが望ましいこと

これに対して、IASB 側からは、主に次の点について質問及びコメントがされた上で、ASBJ 側とのやりとりが行われた。

- 段階利益の表示、及び、Cash-to-cash サイクルの完了をベースとする考え方
- 純利益と OCI の定義、OCI のリサイクリングに関する考え方

### (3) 公正価値測定の範囲

冒頭、ASBJ スタッフから、事前に用意したペーパーに基づき、主に次の点について説明がされた。

- ASBJ の討議資料のうち、財務諸表における測定に関連する部分の概要（特に、事業投資及び金融投資に関する考え方）
- IASB 及び FASB による、これまでの審議の概要（特に、2009 年の共同会議以降、討議資料の公表に向けて審議された「測定の章」について）、及び、それに対する ASBJ スタッフの考察

- ASBJ の討議資料、及び、「測定の章」を踏まえた、投資不動産、及び、非上場株式への投資の測定に関する ASBJ スタッフの考察

これに対して、IASB 側からは、主に次の点について質問及びコメントがされた上で、ASBJ 側とのやりとりが行われた。

- ASBJ の討議資料における金融投資、事業投資に関する考え方
- 「価値の実現 (value realization)」手段をベースとした測定方法の分類に関する考え方、及び、当該考え方の具体的な適用

## IV. おわりに

今回の共同会議のテクニカルなセッションは、現在 IASB あるいは両審議会で現在進行中の議論に関する ASBJ スタッフの見解を IASB 側に伝える場となり、タイムリーであり参考になったというフィードバックを IASB から得ることができ有意義な会合であったと考えられる。